

土砂のたい積許可決定通知書

春環政発第93号
令和5年4月27日

有限会社西谷開発
代表取締役 西谷 学 様

春日市長 岩谷 一弘



令和5年4月19日付で申請のあった土砂のたい積については、春日市土砂のたい積の規制に関する条例第6条第1項の許可の決定をしたので通知します。

許可の条件

- 1 申請書に記載された計画に従って土砂のたい積を行うこと。
- 2 土砂のたい積を行う期間は、区域内の見やすい場所に標識を掲示すること。
- 3 土砂のたい積に着手してから10日以内に着手の届出をすること。
- 4 土砂のたい積に着手してから3ヶ月を越えるごとに、経過後20日以内に定期の届出をすること。
- 5 土砂のたい積の完了後10日以内に完了の届出をすること。
- 6 土砂のたい積に着手後、3ヶ月以内に完了した場合は、完了後10日以内に完了の届出、完了後20日以内に定期の届出をすること。
- 7 市長が別に通知をする場合を除き、土壤含有量調査をカドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふつ素、ほう素について5地点混合法による測定を行い、速やかに汚染調査結果の届出をすること。
 - ・試料数及び調査頻度
たい積の着手より6ヶ月ごと及び完了時に1200m²より2試料を作り測定すること。

敬 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日都市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日都市を被告として（訴訟において春日都市を代表する者は春日都市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができまます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意事項

- 1 申請書に記載された計画に従って土砂のたい積を行うこと。
- 2 条例第4条の規定に基づき、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂のたい積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮すること。
- 3 条例第111条の規定に基づき、許可を取り消すことがある。
- 4 条例第133条の規定に基づき、関係書類の写しを、土砂のたい積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること。

標識（様式第8号）

春日都市土砂のたい積の規制に関する条例に 基づく土砂のたい積の許可標・識		
許可登録 された者	住 所	埼玉県春日都市内牧2639番地2
	姓 名 又は名 称 (代 表 者 姓 名)	有限会社 西谷開発 代表取締役 西谷 学
許 可 の 概 要	許 可 番 号	春環政発第93号
	許 可 年 月 日	令和5年4月27日
	土 地 の 面 積	埼玉県春日都市水角212番地1 2351m ²
	住 所	埼玉県春日都市内牧2639番地2
	元請負人	有限会社 西谷開発 代表取締役 西谷 学
	連絡先	048-797-5536
	た い 積 期 間	許可日より2年
許可をした 機 關	名 称	春日都市長
	連絡先	048-736-1136

← 50cm以上 →